

氷見市新商品開発・販路開拓支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）第22条の規定に基づき、氷見市新商品開発・販路開拓支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和33年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。ただし、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業者（中小企業者以外の事業者をいう。以下この号において同じ。）に保有されている者

イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業者に保有されている者

ウ 大企業者の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(2) 主たる事業所の所在地 「法人税確定申告書別表第一」に記載された納税地、「所得税の青色申告決算書」又は「所得税の収支内訳書」に記載された事業所所在地をいう。

(補助金の交付)

第3条 市長は、売上拡大に取り組む市内事業者、組合及び団体等が、新たな商品開発や販売促進事業（以下「事業等」という。）を実施する場合の費用等について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者等)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に主たる事業所の所在地を有する中小企業者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 氷見市暴力団排除条例（平成24年氷見市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団でない者又は同条第2号に規定する暴力団員でない者又はそれらと密接な関係を有しない者

2 補助対象者の詳細は別表1に定めるとおりとする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりにする。

2 前項の補助対象経費について、国、県又は氷見市以外の地方公共団体等から補助金の交付を受ける場合は、本補助金は交付しない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、限度額を別表2のとおりにする。

2 1者あたりの申請は当該年度につき1回に限るものとする。ただし、別表1の③の区分については、1者あたりの申請は当該年度における限度額の範囲内で、複数回にわたり申請を行うことができるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、氷見市新商品開発・販路開拓支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書及び事業収支計算書（様式第2号）
- (2) 誓約書兼市税納付状況確認同意書（様式第3号）
- (3) 事業計画実施支援確認書（様式第4号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、当該補助申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付決定に際して、当該補助金の交付の目的を達成するために必要と認める条件を付することができる。

(変更申請)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金に係る事業等の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに変更等承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額に変更を及ぼさない変更で、補助対象経費の20パーセント以内の軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合には、当該申請の内容の可否を決定し、補助事業者に通ずるものとする。

3 補助事業者は、補助事業が予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったときは、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、事業完了（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定の日の属する年度末日のいずれか早い日までに事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 事業収支決算書及び明細表（様式第7号）

(2) 事業に係る経費の支払を証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合には、その内容を審査し、必要に応じて現地の調査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通ずるものとする。

(調査)

第12条 市長は補助金に関し必要があると認めるときは、補助申請者に対し、関係帳簿等の提出を求めることができる。

(交付決定の取り消し等)

第13条 市長は、交付の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(細則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 氷見市販路開拓挑戦支援事業補助金交付要綱（令和3年4月15日市長決裁）は廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

区分	補助対象経費	補助対象者
①新商品開発に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品の試作及び開発に直接要する経費（原材料費（販売目的の仕入は除く。）、備品借上料等） ・新商品の試作及び開発に係る専門家への相談、外注加工等の依頼に要する経費（専門家謝金、専門家旅費、外注加工費、委託費等） ・新商品の試作及び開発に係る調査、知的財産権の取得、性能検査に要する経費（資料購入費、通訳・翻訳料、知的財産権取得経費、試験・検査費等） 	氷見商工会議所又は氷見市ビジネスサポートセンターの支援を受けた市内事業者
②新商品の販路拡大に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・新商品の販路拡大に直接要する経費（テスト販売（インターネット等オンラインでの販売を含む。）の際の手数料、イベント出展等に係る小間料・小間装飾料、テスト販売品の送料、従業員等の旅費、印刷製本費、広告宣伝費、備品借上料、通訳・翻訳料等） ・新商品の販路拡大に係る専門家への相談、外注等の依頼に要する経費（専門家謝金、専門家旅費、委託料等） ・新商品の販路拡大の調査に要する経費（資料購入費等） 	氷見商工会議所又は氷見市ビジネスサポートセンターの支援を受けた市内事業者
③出向宣伝販売に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・組合・団体等が実施する出向宣伝販売に直接要する経費（小間料、小間装飾料、備品借料、電気水道使用料、配送料、旅費（2人分まで）、手数料） <p>※「手数料」とは、キッチンカーでの出店に関する飲食店等営業許可申請等の手数料とする。</p>	<p>氷見市内に事業所を有するもので、次に掲げるもの</p> <p>(1)農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法、商工会議所法、商店街振興組合法及び中小企業団体の組織に関する法律に規定する組合</p>

		(2)中小企業基本法に規定する中小企業者で組織している生産者組合又は協議会 (3)地域や認定農業者で組織している生産者組合又は協議会 (4)地域住民、経済団体及びNPO法人等により構成されているまちおこしグループ (5)その他市長が適当と認める者
--	--	--

※ 人件費、家賃等の補助対象事業と関係なく発生する費用及び光熱水費・通信費等の補助対象事業とその他の事業で区分が困難な費用並びに設備・備品購入費は補助対象経費としない。

※ テスト販売の際の手数料及び広告宣伝費については、アフィリエイト手数料など、売上金額又は販売数量に応じて算定される手数料及びクレジットカード等の決済手数料は補助対象経費としない。

別表2（第6条関係）

区分	限度額
別表1の区分①から②のうち、いずれかの事業を実施する場合	30万円
別表1の区分①から②にわたる事業を実施する場合	50万円
別表1の区分③の事業を実施する場合	1回あたり5万円 年間15万円